

編集・発行
奈良県農業会議(奈良市登大路町・県庁内)
TEL 0742-22-1101(内線5623~9)
FAX 0742-24-8576

トピックス

第117回奈良県農業会議通常総会を開催

県農業会議(増井勲会長・写真)は、平成27年3月23日、奈良市大森町「農協会館」において第117回通常総会を開催しました。

開会にあたり増井会長は「地域に応じた担い手対策な

り、農地対策、販売戦略を通じて地域に活力を取り戻すことが最大の課題です。公的な農地の中間受け皿として、農地中間管理機構が、昨年、全国道府県に1つずつ置かれ

「なら担い手・農地サポートセンター」として、奈良県も6月から活動を開始いただいています。我々系統組織による農地の利用意向調査の実施と調整活動の強化が求められ

るとともに、農地台帳の整備・公表への取り組みに期待が寄せられています。中間管理機構とともに、農地の借り受けを希望する担い手などに目に見える形で農地の情報を提供すること、農地の利用促進を図らなければなりません。

さらに、農業委員会の制度改革に関し、皆様の益々のご支援をお願いします。」とあいさつしました。

総会では、農業委員会系統組織に求められる使命と役割を十分に発揮し得る組織力強化に向けた取り組みに重点を置き、関係機関と緊密な連携を図りながら地域農業の活性化に向けて取り組む平成27年度事業計画や関係予算、平成26年度の収支予算追加補正などについて議案の提出が行われ、参加した会議員から承認を得ました。

第1号議案
平成26年度奈良県農業会議収支予算追加補正(案)

第2号議案
平成27年度奈良県農業会議事業計画(案)

第3号議案
平成27年度奈良県農業会議収支予算(案)

第4号議案
平成27年度賛助員拠出金負担(案)

第5号議案
平成27年度職員退職死亡給与積立金予算(案)

第6号議案
平成27年度会議員退職慰労積立金予算(案)

第7号議案
平成27年度借入金 の最高限度及び借入利率の最高限度(案)

第8号議案
平成27年度預入先金融機関の指定に関する件(案)

第9号議案
奈良県農業会議会則の一部変更に関する件(案)



「遊休農地解消活動推進研修会」を開催 農業委員会による再生利用の取り組みの実施に向けて

県農業会議（増井勲会長）は、平成27年2月20日、桜井市河西の「桜井市立図書館」において、「平成26年度遊休農地解消活動推進研修会」を開催しました。

遊休農地対策優良事例に学び、組織における遊休農地の再生利用の取り組みをより強力に実施するため開催したもので、県下市町村農業委員、農業委員会関係者ら約160名が参加しました。

開会にあたり増井会長は「政府が策定する、新たな『食料・農業・農村基本計画』では、食料自給力指標を含めた食料自給率の目標の実現が大きなテーマとなること



は間違いなく、農地の有効活用をいかに図っていくかが課題となります。農業の構造改革を加速させるため、農地中間管理機構などを活用した農地の集積・集約化を図ることが重要です。農業委員会による利用調整活動の強化、農地台帳の整備・公表への取り組みに期待が高まっています。

農業の担い手を確保・育成することや、遊休農地の解消に向け精力的に取り組むをより一層推進していくことが求められます」とあいさつしました。

事例報告では、香芝市農業委員会の吉村増雄会長から「香芝市遊休農地解消モデル事業について」と題して事例報告を行っていただきました。

同市農業委員会では、平成24年度に農業委員自らが約13アールの遊休農地を耕起して、農作物の作付けから収穫までを行い、遊休農地を解消するという取り組みを実施されました。市内2箇所遊休農地をモデル農地とし、味噌加工用の大豆と黒豆を栽培する取り組みで、収穫された大豆は、香芝ブランドとして販売されている「かしば香るみ

そ」に加工されました。また黒豆については、「ふれあいフェスタ」で市民に無料で配布され、事業のPRと自給率の向上に向けた啓発活動が行われました。

平成25年度には、奈良県奨励米である「ひのひかり」を使った酒造りを市内酒造会社との協力を得て実施するにあたり、原材料の作付けを農業委員で行った内容などが報告されました。

取り組みに当たった課題や苦労話、良かった点など、他の市町村農業委員会で取り組む際の参考となる内容でした。

その後の報告では、全国農業会議所・農地・組織対策部の高橋那緒氏から、「農業委員会組織における遊休農地対策の取り組みについて」と題して話して頂きました。

また、なら担い手・農地サポートセンターから「なら担い手・農地サポートセンター（農地中間管理機構）の取り組み」、奈良県農業会議から「奈良県農業会議における遊休農地対策の推進」と題して、制度や予算の説明を行いました。

農業委員会法の改正に向け、 法案の検討進む

農業委員会の改革に向け、関係法令の検討が政府等において進められています。現在検討されている内容は次の通りです。

一 目的規定の改正

この法律は、農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るため、農業委員会の組織及び運営並びに農業委員会ネットワーク機構の指定等について定め、もって農業の健全な発展に寄与することを目的とすること。

二 農業委員会の事務の重点化

① 農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進（農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農地等の利用の効率化及び高度化の促進をいう。以下同じ。）に関する事項に関する事務を行うものとし、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めるよう努めなければならないものとする。

② 農業及び農民に関する事項についての意見公表、他の行政庁への建議等は規定しな

いものとする。

③ 農業委員会は、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、農地等の利用の最適化の推進の事項に関する事務をより効果的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、農地等の利用の最適化の推進に関する施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならないものとし、関係行政機関は、農地等の利用の最適化の推進に関する施策の実施等に当たっては、提出された意見を考慮しなければならないものとする。

三 農業委員の選出方法の変更

① 農業委員の公選制は廃止し、農業委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進等に関しその職務を適切に行うことができ、任期のうちに、市町村長が、議会の同意を得て任命するものとする。

② 市町村長は、農業委員を任命しようとするときは、農林水産省令で定めるところに

より、あらかじめ農業者、農業者が組織する団体その他の関係者（以下「農業者等」という。）に対し候補者の推薦を求めるとともに、農業委員になるうとする者を募集し、これらの者に関する情報を整理・公表し、また、推薦及び募集の結果を尊重しなければならぬものとする。

③ 市町村長は、農業委員の任命に当たっては、その区域内における認定農業者が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合を除き、認定農業者が農業委員の過半数を占めるようにしなければならぬものとする。

④ 市町村長は、農業委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないものとする。

⑤ この法律の施行の際現在に在任する農業委員については、その任期満了の日までの間、従前の例により在任するものとするなど、所要の経過措置を設けること。

四 農地利用最適化推進委員

① 農業委員会は、農地等の

利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を委嘱しなければならないものとする。ただし、農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化が相当程度図られていないことなどを考慮して政令で定める基準に該当する市町村等の農業委員会は委嘱しないことができるものとする。

② 推進委員は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針に従って、農業委員会が定める区域内の農地等の利用の最適化の推進のための活動を行うものとする。

③ 農業委員会は、推進委員を委嘱しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農業委員会が定めた区域を単位として、農業者等に対し候補者の推薦を求めるとともに、推進委員になるうとする者を募集し、これらの者に関する情報を整理・公表し、また、推薦及び募集の結果を尊重しなければならぬものとする。

④ 推進委員は、農業委員と兼ねることができないものとする。

⑤ 農業委員会の総会又は部会は、推進委員に対し、いつでも、その活動について報告を求めることができるものとし、また、推進委員は、その担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、総会又は部会に出席して意見を述べることができるとする。

⑥ 農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、推進委員の意見を聴かなければならぬものとする。

⑦ 推進委員は、その活動を行うに当たっては、農地中間管理機構との連携に努めなければならないものとする。

⑧ 推進委員の定数は、農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化の状況等を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定めるものとする。

五 農業委員会の事務局の強化

農業委員会は、専任の職員配置及び養成等の措置を講じ、その事務に従事するために必要な知識及び経験を有する職員の確保及び資質の向上

を図るよう努めなければならないものとする。この場合において、市町村長は、農業委員会に対し、必要な協力をするように努めるものとする。

六 農業委員会の情報の公表

農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農業委員会の事務の実施状況について、インターネットの利用等により公表しなければならないものとする。

七 農業委員会ネットワーク機構

① 農林水産大臣又は都道府県知事は、一般社団法人又は一般財団法人であつて②の業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、全国又は都道府県にそれぞれ一を限つて、農業委員会ネットワーク機構（以下「機構」という。）として指定することができるものとし、機構に関し、業務規程、事業計画、監督等所要の規定の整備を行うものとする。

② 機構は、農業委員会相互の連絡調整、事務を効率的かつ効果的に実施している農業委員会の取組の公表、農業委員等に対する講習及び研修その他の農業委員会に対する支

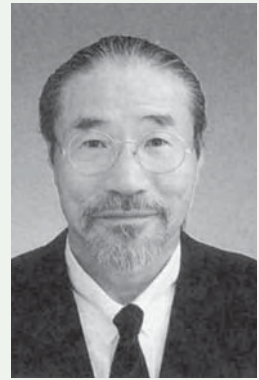
援、農地に関する情報の収集、整理及び提供、新たに農業経営を営もうとする者に対する支援、法人化の支援、農業の担い手の組織化及び組織の運営の支援等を行うものとする。

③ 機構は、その業務の実施を通じて得られた知見に基づき、農業委員会が農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、農地等の利用の最適化に関する施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならないものとし、関係行政機関は、農地等の利用の最適化の推進に関する施策の実施等に当たっては、提出された意見を考慮しなければならないものとする。

④ 地方公共団体等は、農業委員会ネットワーク業務の実施に関し機構から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めなければならないものとする。

⑤ 都道府県農業会議又は全国農業会議所は、都道府県知事又は農林水産大臣の指定を受けて円滑に機構に移行できるものとする。

”農“へのメッセージ



安堵町農業委員会会長 平山 亘

安堵町は、奈良盆地の北西部に位置し、南に大和川、西に富雄川に囲まれた豊かな土地と自然に恵まれ、飛鳥時代の古来より飽波郷として栄え、数多くの歴史文化遺産の存するところであります。

町の耕地面積は約163haで、地域の37・6%を占め、ほとんどが平坦な地形であることから水田が92・6%で水稲を主とした農業が営まれています。

都市近郊という立地を生かし、町の中央部や西部の一部では、野菜の栽培などを導入した複合経営が行われていますが、町の中心的な存在となる高付加価値農産物等の特産品がないため、今後考えていかなければならない課題のひとつであります。

安堵町農業委員会では、「かけがえない農地と担い手を守り、力強い農業をつくる」を理念に、平成7年に地元の農業者の結束を図り、安堵町農業者リーダー会議の発足を促し、今年、集落営農組合「安堵営農組合」を立ち上げ、

J Aの協力も得て農地保全の受委託事業に取り組み、現在では約12haを受委託しています。

さらに、平成10年には地産地消をめざして、「ほっと安堵朝市実行委員会」を立ち上げ、安全・安心で安価な地元で取れた野菜などを販売し、平成22年4月には地元豆腐店の加入もあって品数も増え、地域住民の方々喜んで頂きますながら地産地消を推進しています。

また、食育の一環として学校給食への食材の提供、小中学校の学習指導要領への取り組み等を積極的に支援しています。

今年で第24回を迎える「産業フェスティバル」において、恒例の農産物の品評会を実施し、農産物の質の向上と農業者の意識改革に取り組み、さらに農産物の即売会や地元企業の協力による商工品の即売会を催すと共に、各種団体の協力を得て模擬店を出店し、近隣の皆様に喜んで頂いています。

近年、農業の高齢化と担い手の確保・育成は本町のみならず日本の農業政策に深刻な問題であり、今後の農業行政において最重要課題であると考えています。

今後は、奈良県農業会議指導のもと、より密接な連携をもって奈良県農業委員が一丸となり、現状打開のため県農業会議常任会議員の一員として微力ではございますが、頑張る所存でございます。

農業会議だより

平成27年度 第1回

「日本農業技術検定」
申し込みのご案内

平成27年度の第1回「日本農業技術検定」が、7月18日(土)に葛城市寺口「奈良県社会教育センター」で実施されます。

今回は、2級、3級の学科試験です。農業者や一般で受験希望のある方は、全国農業会議所・日本農業技術検定ホームページ等からの申し込みが必要です。なお、申込期間は5月1日から6月1日です。

また本年度より試験制度の改善が図られます。

1. 現在の3級出題問題領域は膨大な細目となっていることから、簡素化を図ります。これに併せて現在の共通問題と選択問題の同一区分を、専門性を考慮し出題区分の違いを明確にします。

2. 共通問題・選択問題については、現在は全50問中、共通40問・選択10問となっておりますが、農業の専門性を考慮して共通30問・選択20問(A選択)と変更されます。

3. 更に選択問題20問のうち5問については農業の地域性や考慮して10問中から5問選択できるようになります(B選択)。環境系については中身の違いから環境系1種類から3種類(造園、農業土木、林業)となります(C選択)。

《全国農業図書 新刊紹介》

◎改訂5版
農業経営基盤強化促進法の解説

認定農業者等担い手の育成と農地集積等の支援を目的とする基盤法について、改正経過と条文ごとの詳しい解説を掲載しています。

平成22年に本書の改訂4版を刊行した後、平成24年には関連通知が基本要綱へ一本化されました。

また、平成25年12月には、農地中間管理事業の創設に伴い、従来の農地保有合理化事業が特例事業と位置づけられたほか、認定新規就農者制度が本法に盛り込まれました。

担い手政策の基本書として広く活用ください。

～主な内容～

■第1編

農業経営基盤強化促進法の制定とその後の経緯

■第2編

農業経営基盤強化促進法の逐条解説

■第3編

法令(三段対照式法令・関係通知)

.....3, 600円

《県農業会議関係会議日程》

5月1日・常任会議員会議

農業委員会職員協議会理事会

5月28日・全国農業委員会会長大会

6月1日・常任会議員会議

7月2日・常任会議員会議